

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市三幸地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市三幸地区地区計画	
位 置	白山市三幸町の全部	
面 積	約 4.9 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、近年人口が著しく増加している白山市において、中心市街地に近接しているとともに、国道 8 号にも近く、さらに、国道 8 号沿いに大規模商業施設の開発が隣接して行われることから、住宅地需要が急激に高まっている地区である。これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に、土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、当該地区計画は単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗及び事務所等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域と調和のとれた、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2（に）項に掲げる建築物以外のものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住居以外の用に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの及び3階以上の部分を住居以外の用に供するもの 2. 工場 3. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理を行う施設
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。
		建築物等の高さの最高限度	12m

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市笠間新・宮保新地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市笠間新・宮保新地区地区計画	
位 置	白山市笠間新一丁目の全部及び笠間町、宮保新町の各一部	
面 積	約 6.7 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、近年人口が著しく増加している白山市において、J R 加賀笠間駅に近接するなど交通の便に優れていることや、金城大学、市立松陽小学校など文教施設に近接していることなど、住宅地需要が急速に高まっている地区である。</p> <p>これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に、土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、本地区計画は、土地区画整理事業による単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域との調和のとれた、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「垣又はさくの構造の制限」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p> <p>また、本地区における建築物の建築にあたっては、防音効果の高い建材の使用に努めるものとする。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	笠間新地区	宮保新地区
		地区の面積	約 4.8 ha	約 1.9 ha
	建築物等の用途の制限	本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2（は）項に掲げる建築物とする。		
	建築物の敷地面積の最低限度	165 m ²	200 m ²	
	壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は1.0 mとする。		
	建築物等の高さの最高限度	12 m		
	垣又はさくの構造の制限	本地区における垣又はさくの設置にあたっては、緑化に努め、解放性のある構造とするものとする。		

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市美里・中奥地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市美里・中奥地区地区計画	
位 置	白山市美里町の全部及び中奥町の一部	
面 積	約 3. 3 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、近年人口が著しく増加している白山市において、中心市街地に近接しているとともに、国道 8 号にも近く、さらに、国道 8 号沿いに大規模商業施設の開発が近接して行われることから、住宅地需要が急激に高まっている地区である。</p> <p>これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に、土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、当該地区計画は単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗及び事務所等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域と調和のとれた、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2（に）項に掲げる建築物以外のものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住居以外の用に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの及び3階以上の部分を住居以外の用に供するもの 2. 工場 3. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理を行う施設
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。
		建築物等の高さの最高限度	12m

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市松任駅北成地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市松任駅北成地区地区計画	
位 置	白山市新成一丁目、新成二丁目、新成三丁目、新成四丁目の各一部	
面 積	約 1 5 . 0 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の都市づくりの上では新市街地の整備地区に位置付けられており、21世紀10万都市「活力と潤い・新しい豊かさの創造都市」の構築を目指して、快適でゆとりある居住空間の創出を計画している地区である。</p> <p>これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に、土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、本地区計画は、土地区画整理事業による単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区の土地利用は、住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域と調和のとれた、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。
	建築物等の整備方針	「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 床面積が15㎡を超える畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。
		建築物等の高さの最高限度	15m以下かつ4階以下

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市成町第一地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市成町第一地区地区計画	
位 置	白山市中成一丁目、中成二丁目の各一部	
面 積	約 4. 6 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の都市づくりの上では新市街地の整備地区に位置付けられており、21世紀10万都市「活力と潤い・新しい豊かさの創造都市」の構築を目指して、快適でゆとりある居住空間の創出を計画している地区である。</p> <p>これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に、土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、本地区計画は、土地区画整理事業による単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域と調和のとれた、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 床面積が15㎡を超える畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。
		建築物等の高さの最高限度	15m以下かつ4階以下

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市福留グリーンシティ地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市福留グリーンシティ地区地区計画	
位 置	白山市福留町の一部	
面 積	約3.1ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR加賀笠間駅、北陸自動車道美川ICに近接し、国道8号沿線であることから、交通上利便な地域にあり、土地利用が準工業地域として位置付けられている。地区周辺では、石川工業団地としての工場・事務所等の立地が進んでおり、就業機会などの増加と人口の定着化をもたらしている。</p> <p>本地区においても、工業と調和し、利便性の高い職住近接型となる住宅地の供給が求められている。</p> <p>これらを背景に、周辺の環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に土地地区画整理事業による計画を進めているところであるが、本地区計画は、土地地区画整理事業による単なる基盤整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区は、沿道サービス系施設の立地を図る地区と住環境の保全を図る地区とに区分される。</p> <p>1. 沿道サービス地区 沿道サービス施設を主体に、住環境の保全に支障のない生活利便施設の誘導を図る。</p> <p>2. 居住環境保全地区 住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「垣又はさくの構造の制限」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p> <p>また、電柱の設置にあたっては、建築物等の敷地内において行うものとする。</p> <p>緑地帯を介しての車輛の乗り入れを禁止し、緑地帯の保全に努める。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	沿道サービス地区	居住環境保全地区	
			地区の面積	約0.6ha	約2.5ha	
		建築物等の用途の制限	<p>本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2（と）に掲げる建築物以外のものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル、旅館 2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げるもの 3. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 畜舎 6. 自動車修理工場 7. 床面積の合計が1,500㎡を超える店舗・事務所 		<p>本地区で建築できる建築物は、建築基準法別表第2（ほ）に掲げる建築物以外のものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル、旅館 2. ゴルフ練習場 3. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 自動車修理工場 7. 床面積の合計が200㎡を超える店舗・事務所 	
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡			
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。			
		建築物等の高さの最高限度	15m		12m	
垣又はさくの構造の制限	本地区における垣又はさくの設置にあたっては、緑化に努め、解放性のある構造とする。					

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市成町中央地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市成町中央地区地区計画	
位 置	白山市中成一丁目、中成二丁目の各一部	
面 積	約 3. 8 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の都市づくりの上では新市街地の整備地区に位置付けられており、21世紀10万都市「活力と潤い・新しい豊かさの創造都市」の構築を目指して、快適でゆとりある居住空間の創出を計画している地区である。</p> <p>これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、本地区計画は、土地区画整理事業による単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、住宅地を主体に住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域と調和のとれた利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2による制限とする。 ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ (ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りではない。)
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。
		建築物等の高さの最高限度	15m以下かつ4階以下

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市宮原地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市宮原地区地区計画	
位 置	白山市宮原町の全部	
面 積	約 1. 6 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、人口の増加傾向の高い白山市において、J R 加賀笠間駅に近接するなど交通の便に優れていることや、金城大学、市立松陽小学校などの文教施設や老人デイサービス事業を主体とする福祉施設に近接していることなどから、住宅地需要が急速に高まっている地区である。</p> <p>これらを背景に、周辺の住環境と調和した良好な住宅地の整備を目的に、土地区画整理事業により整備を進めているところであるが、本地区計画は、土地区画整理事業による単なる基盤施設整備にとどまらず、より魅力とうるおいのあるまちづくりの実現を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、周辺地域と調和のとれた、利便性の高い、緑豊かな魅力ある街並みの形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されており、本地区計画においては、今後も地区施設の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」を定め、良好な環境の住宅地の形成を促すものとする。</p> <p>また、本地区における建築物の建築にあたっては、防音効果の高い建材の使用に努めるものとする。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2（は）による制限とする。 ただし、次に掲げる建築物は建築できないものとする。 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ (ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は、1.0mとする。
		建築物等の高さの最高限度	12m

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市田中地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市田中地区地区計画	
位 置	白山市田中町の一部	
面 積	約 11.0ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、市中心部から東に約 2 km に位置し、野々市町に隣接している。</p> <p>J R 北陸本線と国道 8 号に近接した地域でありながら、現況では大部分が田を主とする農用地が広がっている。</p> <p>近年の松任市街地における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、当地区において土地区画整理事業を実施している。</p> <p>土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、緑にあふれ、魅力ある住環境の形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>新たな市街地として緑豊かで低密度な住宅地を確保するため、主として戸建て住宅の立地を誘導するなど良好な居住環境の形成に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう「建築物等の用途の制限」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 畜舎 3. サイロ
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱等の面までの距離の最低限度は1.0mとする。 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	15m以下かつ4階以下 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。 ただし、準工業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市相川地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市相川地区地区計画	
位 置	白山市相川町の一部	
面 積	約 0.3 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、市中心部から北西約 2 km の市街化調整区域内に位置し、隣接して松任陽香台住宅団地がある。</p> <p>また、東側及び北側には相川町の既存集落が近接している。そのため、周辺の田園景観と調和した、落ち着きとゆとりある居住環境の形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>周辺地域と調和のとれた住宅地の形成を図るため、低層住宅の立地を誘導し、敷地の細分化を防止するなど、良好な居住環境の形成に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、「建築物等の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建ぺい率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 建築基準法別表第2（い）項で規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物。
		建築物の容積率の最高限度	80%
		建築物の建ぺい率の最高限度	50% (ただし、建築基準法第53条第3項第2項に定める建築物については60%とする。)
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。 ただし、独立自動車車庫については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	10m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。
		ただし、公益上必要な建築物及び工作物については、この限りでない。	

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市北安田地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市北安田地区地区計画		
位 置	白山市北安田西一丁目、北安田西二丁目の全部及び北安田町の一部		
面 積	約 30.9ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、中心市街地である松任地区と良好な住宅市街地である千代野地区の間に位置し、地区内には千代野ニュータウンから松任駅へのアクセス道路である宮永北安田線や本市の主要幹線道路である末松徳光線が近接した交通利便の高い地区である。</p> <p>近年、松任市街地における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、当地区において土地区画整理事業を実施している。</p> <p>土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、緑にあふれ、魅力ある住環境の形成を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層住宅地区	一般住宅地区 沿道サービス地区
		<p>緑豊かでゆとりある閑静な住宅地として、敷地の細分化の防止により、低層低密度な戸建て住宅の立地を図る地区とする。</p> <p>また、本地区では資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p>	<p>日用品販売店舗など、ある程度の生活利便施設も立地可能となる快適な居住環境の形成を図る地区とする。</p> <p>自動車利用者を対象とした沿道サービス機能が充実した、商業・業務施設の誘導を図る地区とする。</p> <p>また、本地区では廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>	

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道サービス地区	
			地区の面積	約16.5ha	約10.9ha	約3.5ha	
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 畜舎				
					3. ホテル、旅館 4. 単独自動車車庫（附属車庫を除く） 5. 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く） 6. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設	3. ホテル、旅館 4. 建築基準法別表第2（ほ）項第2号及び3号に規定するマーヂャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの 5. 単独自動車車庫（附属車庫を除く） 6. 倉庫業を営む倉庫 7. 工場（自動車修理工場及び第2種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く） 8. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設	
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ （ただし、既に200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。）				
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。 ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。				
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 ただし、準住居地域が過半を占める敷地については、この限りでない。			周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。	
垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。						

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市成地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市成地区地区計画
位 置	白山市新成一丁目、新成四丁目及び中成二丁目の各一部
面 積	約 1 2 . 3 h a
地区計画の目標	<p>本地区は、J R 松任駅より北西約 1 k m に位置し、本市の都市軸である宮永北安田線及び幹線道路である福正寺竹松線に近接した交通利便の高い地区である。</p> <p>近年、松任市街地における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、当地区において土地区画整理事業を実施している。土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、緑にあふれ、魅力ある住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>地区の土地利用は、住宅地を主体に住環境の保全に支障のない中小規模の店舗等を許容するなど、住宅地の利便性を高めた緑豊かな魅力ある居住環境の形成に努める。</p> <p>また、資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 畜舎 3. ホテル・旅館 4. 建築基準法別表第2（ほ）項第2号及び3号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類するもの 5. 単独自動車車庫（附属車庫は除く） 6. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設
		建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。 ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした単独自動車車庫については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	15m以下かつ4階以下
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市松任駅南地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市松任駅南地区地区計画	
位 置	白山市中町、西新町、八日市町、殿町、古城町、東新町、旭町及び相木町の各一部	
面 積	約 6. 8 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は松任駅南側に位置し、松任駅南土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区であり、都市計画道路金剣通り線の整備に対応して、駅北地区との有機的連携を図るとともに、交通拠点の形成や南北市街地の一体化を図ることとしている。</p> <p>また、既存の歴史・文化施設が立地する本地区は、公共公益施設も充実していることから、商業、業務を中心とした駅南中心市街地にふさわしい土地利用を図るため、建築物等を計画的に誘導し、健全な都市環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の土地利用は、文化の創造及び交流を促進する拠点施設などが立地することから、歩行者空間の賑わい創出に寄与する、商業・業務施設を中心とし、かつ、住宅と調和のとれた土地利用を図り、本市の顔としての玄関口にふさわしい快適で賑わいのある都市環境の形成に努める。</p> <p>また、都市計画道路蕪城通り線に面する敷地の駐車場は、出入口を集約化し、快適で安全な歩行空間の確保に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健全な複合市街地形成のため、「建築物等の用途の制限」を定める。 2. バランスのとれたスカイライン及び街並みを形成するため、「建築物等の高さの最高限度」を定める。 3. 景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。 4. 多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めたすべての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>下記に掲げる建築物を建築し、又は用途を変更してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び第2条第6項第1号から第6号までに該当する営業の用に供するもの。 2. 倉庫業を営む倉庫 3. 自動車教習所 4. 畜舎（ペットショップを除く） 5. サイロ
		建築物等の高さの最高限度	敷地地盤面から31m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。 2. 建物の屋上設備や屋外設備機器等を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の敷地などから容易に望見できない構造となるよう努めるものとする。 3. 店舗等において1階部分にシャッターを設置する場合は、ショーケースやショーウィンドーを眺めることができる構造とし、閉店後の街の賑わいを喪失させないような構造とする。 4. 広告物は、法令等を遵守した上で、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和した質の高いデザインとするよう努めるものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に垣又はさくを設置する場合の構造は、できるだけ生け垣とし、やむをえずその他の構造とする場合は、周囲の環境を損なわないよう努めるものとする。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市鶴来中央地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市鶴来中央地区地区計画
位 置	白山市鶴来大国町西の一部
面 積	約 6 . 8 h a
地区計画の目標	<p>本地区は、北陸鉄道鶴来駅西側に位置し、一般県道松任鶴来線に隣接した交通利便の高い地区である。</p> <p>近年、郊外型の宅地需要の増大に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、当地区において土地区画整理事業を実施している。この土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、利便性、安全性に優れ、緑豊かでゆとりある居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>緑豊かでゆとりある閑静な住宅地として、敷地の細分化の防止により、低密度な住宅地を確保するため、主として戸建て住宅の立地を誘導しながら、日用品販売店舗など、ある程度的生活利便施設も立地可能となる快適な居住環境の形成を図る地区とする。ただし、住宅については多世代同居が可能となるよう配慮するものとする。</p> <p>また、緑化を推進するため、垣又はさくについては生け垣とするとともに、敷地内に中高木を1本以上植栽することを基本とする。</p> <p>なお、本地区では資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れ、緑豊かでゆとりある居住環境の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建ぺい率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度 7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 8. 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2(は)項で規定する第1種中高層住居専用地域内に建築することができない建築物の他に、次に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、国又は地方公共団体が設置するものについてはこの限りでない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 畜舎 3. 単独自動車庫(附属車庫を除く) 4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第11項第3号で規定する酒類提供飲食店営業の用に供するもの 5. 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積が150㎡を超えるもの
		建築物の容積率の最高限度	100%
		建築物の建ぺい率の最高限度	60% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物については70%とする。)
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5m以上とする。ただし、屋根に雪止めがある1階部分に限り、壁面又はこれに代わる柱の面までの距離を1.0mとすることができる。ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした単独自動車庫については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	10m (ただし、国又は地方公共団体が設置する工作物はこの限りでない。)
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 2. 屋根の色は、黒、グレー、茶を基調とした都市景観形成上支障のないものとする。 3. 屋根は勾配屋根とし、勾配は3.5/10以上とする。 4. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、都市景観形成上支障のないものとする。また、表示面積の合計は5㎡以下とし、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。 また、敷地境界線から1.0mの範囲内にある垣、さくの高さの最高限度は1.5mとする。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市松任駅北相木地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

	名 称	白山市松任駅北相木地区地区計画		
	位 置	白山市相木町の一部		
	面 積	約16.9ha		
	地区計画の目標	<p>本地区は、JR松任駅北口に隣接し、千代野ニュータウン及び白山市北部地域からJR松任駅へのアクセス道路である都市計画道路宮永北安田線が通過する交通利便の高い地区である。</p> <p>近年、市街地における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、現在本地区において土地区画整理事業を実施している。</p> <p>この土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、駅南地区との連携を図るとともに、交通拠点の形成や南北市街地の一体化を図り、併せて駅北地区の生活利便性向上のため、より魅力的で活力のあるまちづくりを実現するとともに、緑豊かで良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>		
全区域に関する方針	土地利用の方針	住宅専用地区	一般住宅地区	商業・業務地区
	建築物等の整備方針	<p>都市の中で安らぎを感じられる専用住宅地として、良好な住環境と緑豊かな魅力あるまちなみの形成を図る。</p> <p>また、本地区では資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p>	<p>住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、利便性の高い緑豊かな魅力あるまちなみの形成を図る。</p>	<p>駅周辺地区としてふさわしい魅力的で活力ある商業・業務施設を主体としつつ、住環境の保全に配慮した生活利便に優れた施設の立地誘導を図る。</p>
		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。		

2 地区整備計画

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	住宅専用地区	一般住宅地区	商業・業務地区
		地区の面積	約3.8ha	約5.6ha	約7.5ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。	1. 畜舎	2. 自動車教習所	5. 倉庫業を営む倉庫
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において165㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)	2. 店舗の用途に供する部分の床面積が50㎡を超えるもの	3. 工場 (自動車修理工場及び第二種中高層住居専用地域に建築できる工場を除く)	6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号及び同条第6項第1号から第6号までに該当する営業の用に供するもの
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。 ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車車庫については、この限りでない。	4. 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理を行う施設	6. ホテル、旅館	
	建築物等の高さの最高限度	15mかつ4階以下	5. ホテル、旅館	6. ゴルフ練習場、バッティングセンター	31m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 ただし、近隣商業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。	2. 屋外広告物は都市景観上支障のないものとし、地区の区分に応じ次のとおりとする。 (1) 道路境界線から1.0mの範囲内で地盤面より高さ2.5mの範囲内には広告物を設置してはならない。 (2) 屋外広告物は、自己の用に供するものとする。 (3) ネオンサインその他これらに類するものは設置してはならない。	1. 建築物の外観は、周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。	
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。	4. 表示面積の合計は1㎡以下とし、建築物の壁面に設置するものとする。	4. 建築物の屋上及び屋根面には設置してはならない。 5. 建築物と同一敷地内に設けることができる独立広告は1基までとし、表示面積の合計は10㎡以下とする。 6. 独立広告物の高さの最高限度は10mとする。	(2) 建築物の屋上及び屋根面には設置してはならない。 (3) 独立広告物の高さの最高限度は10mとする。
			3. 本地区における建築物の建築にあたっては、防音効果の高い建材の使用に努めるものとする。		

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市徳光物流拠点地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市徳光物流拠点地区地区計画	
位 置	白山市徳光町の一部	
面 積	約 3. 3 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、都市計画道路横江徳光線（主要地方道金沢美川小松線）と都市計画道路末松徳光線（市道末松徳光線）との交差点部に位置し、北陸自動車道徳光パーキングエリア・スマートインターチェンジに近接した、交通利便性の高い地区である。</p> <p>近年、都市計画道路横江徳光線及び主要地方道金沢美川小松線沿線の工業団地において多くの企業が進出し操業している。これら工業団地の中間に位置する本地区を物流拠点として、周辺の自然及び居住環境に配慮しながら整備し、工業の利便性向上と就業の場の確保による、活力ある産業振興ゾーンの形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p>	<p>物流拠点として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により、用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の松任海浜公園や周辺集落の環境及び景観に配慮した土地利用を図る。</p> <p>また、緑化を推進するため、敷地内の空地の緑化に努めるものとする。</p> <p>なお、周辺の景観に配慮するため、道路法第3条に規定する道路に沿って幅3m以上の植樹帯を設けるものとする。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p>	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れた物流拠点の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建ぺい率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度 7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 8. 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 貨物自動車運送事業法第2条に規定する貨物自動車運送事業の用に供する建築物 2. 倉庫業法第2条に規定する倉庫業の用に供する建築物
		建築物の容積率の最高限度	100%
		建築物の建ぺい率の最高限度	60% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物については70%とする。)
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線を除く敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。また、道路法第3条に規定する道路との境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は3.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	15m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図るものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。また、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスを基本とし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよいものとする。 ただし、市道H36号線との境界線において、周辺の居住環境に配慮する防音、遮光等の垣、さくを設置する場合はこの限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市石川ソフトリサーチパーク地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市石川ソフトリサーチパーク地区地区計画	
位 置	白山市八束穂一丁目、八束穂二丁目、八束穂三丁目の各一部	
面 積	約 22.4ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、主要地方道鶴来美川インター線の沿線に位置し、旧頭脳立地法に基づき整備された産業支援団地であり、企業の研究部門や設計部門などが立地している。</p> <p>今後も周辺環境との調和を図りながら、研究・開発業務の活動環境を保全し、地域産業の発展と高度化に寄与することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>研究・開発業務用地として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により、用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の自然や集落の環境及び景観に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れた頭脳集積型産業支援団地の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建ぺい率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度 7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 8. 垣又はさくの構造の制限 9. 建築物の緑化率の最低限度

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2（を）項に掲げる建築物 2. 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号及び第2号に掲げる建築物 3. 別表に掲げる業務の用途に供する建築物以外の建築物 4. 研究・開発の用途に供する建築物以外の建築物 ただし、店舗の用途に供するもののうち50㎡未満のもの及び研究・開発を行う大学（高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを含む）は除く。
		建築物の容積率の最高限度	200%
		建築物の建ぺい率の最高限度	60% （ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物についても60%とする。）
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡ （ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において5,000㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。）
		壁面の位置の制限	道路法第3条に規定する道路との境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は10.0m以上とし、その他の敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は5.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	25m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、原色を避け、彩度を落とした緑になじむ色彩とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図るものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもの（区域内施設への案内の用に供するものを含む）で、景観形成上支障のないものとし、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		垣又はさくの構造の制限	敷地境界線（道路境界線を含む。）から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、生け垣とし、塀及びフェンス等は設置してはならない。
		建築物の緑化率の最低限度	25%

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

別表[旧頭脳立地法(地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律)]
に基づく特定事業

- | | |
|----|------------|
| 1 | 総合リース業 |
| 2 | 産業用機械器具賃貸業 |
| 3 | 事務用機械器具賃貸業 |
| 4 | 機械修理業 |
| 5 | ソフトウェア業 |
| 6 | 情報処理サービス業 |
| 7 | 情報提供サービス業 |
| 8 | 広告代理業 |
| 9 | ディスプレイ業 |
| 10 | 産業用設備洗浄業 |
| 11 | 非破壊検査業 |
| 12 | デザイン業 |
| 13 | 経営コンサルタント業 |
| 14 | 機械設計業 |
| 15 | エンジニアリング業 |
| 16 | 自然科学研究所 |

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市松任フロンティアパーク地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市松任フロンティアパーク地区地区計画	
位 置	白山市上小川町の一部	
面 積	約 9.4 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、主要地方道金沢美川小松線の沿線に位置し、北陸自動車道美川インターチェンジに近接した、交通利便性の高い地区である。</p> <p>松本工業団地の北東に隣接するこの地区は、地域産業集積活性化法に基づき地域産業の自律的発展の強化を図ることを目的とし、産業集積における技術の高度化や新分野への進出等を図る中小企業等を支援するための工業団地である。</p> <p>これら工業の利便性向上と、周辺の自然及び居住環境を保全しながら、活力ある産業振興ゾーンの形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>工業団地として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により、用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の自然や周辺集落の環境及び景観に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れた工業団地の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建ぺい率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度 7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 8. 建築物の緑化率の最低限度 9. 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2（を）項に掲げる建築物を建築してはならない。
		建築物の容積率の最高限度	200%
		建築物の建ぺい率の最高限度	60% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物についても60%とする。)
		建築物の敷地面積の最低限度	2,500㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において2,500㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)
		壁面の位置の制限	主たる出入口を設置する道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は10.0m以上とし、その他の敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は3.0m以上とする。 ただし、主たる出入口を設置する道路境界線を間口とした場合に、奥行の最大長に対する最小長の対比割合が1/2以下となる5,000㎡未満の敷地については、当該道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離を3.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	25m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、原色を避け、彩度を落とした緑になじむ色彩とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図るものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。 また、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		建築物の緑化率の最低限度	工場立地法の適用を受ける建築物については、工場立地法の規定による。 ただし、当該法の適用を受けないものについては10%とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、生け垣又は透視可能なフェンス等とし、塀は設置してはならない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市山島台地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市山島台地区地区計画	
位 置	白山市山島台一丁目、山島台二丁目、山島台三丁目、山島台四丁目、山島台五丁目、山島台六丁目の各一部	
面 積	約23.1ha	
地区計画の目標	本地区は、主要地方道金沢小松線と一般県道鶴来水島美川線に接する交通利便の高い地区であるとともに、加賀平野の中心、手取川右河畔にあり、緑豊かで閑静な住宅地である。 本地区計画は、自然と親しみ、ゆとりとやすらぎのある快適な居住環境を維持保全することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	緑豊かでゆとりある閑静な住宅地として、敷地の細分化の防止により、低密度な住宅地を維持するため、主として戸建て住宅が立地する地区とする。 なお、本地区では資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、安全性に優れ、緑豊かでゆとりある居住環境の形成が図られるよう、次の制限を行う。 1. 建築物等の用途の制限 2. 建築物の容積率の最高限度 3. 建築物の建ぺい率の最高限度 4. 建築物の敷地面積の最低限度 5. 壁面の位置の制限 6. 建築物等の高さの最高限度 7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 8. 建築物の緑化率 9. 垣又はさくの構造の制限

2 地区整備計画

地区の区分	地区の名称	住宅専用地区	一般住宅地区			
			一般住宅A地区	一般住宅B地区	一般住宅C地区	商業地区
	地区の面積	約18.5ha	約0.7ha	約1.7ha	約1.1ha	約1.1ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2(イ)項で規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物以外の建築物の他、次に掲げる建築物を建築してはならない。	建築基準法別表第2(ハ)項で規定する第1種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物以外の建築物の他、次に掲げる建築物を建築してはならない。			建築基準法別表第2(ホ)項で規定する第1種住居地域内に建築してはならない建築物の他、次に掲げる建築物は建築してはならない。
		1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 畜舎 3. 共同住宅（長屋住宅を含む）、寄宿舎又は下宿 4. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	—			4. ホテル、旅館 5. ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場などその他これらに類するもの 6. 自動車教習所
	建築物の容積率の最高限度	80%	200%			
	建築物の建ぺい率の最高限度	50% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物については60%とする。)	60% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物については70%とする。)			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)	165㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において165㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)	200㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において200㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)	
		壁面の位置の制限	1. 建築物の外壁又はこれに代る柱の中心線から前面道路の境界線までの距離は1階にあっては1.5m以上、2階以上にあつては3.0m以上とする。 ただし、独立自動車車庫については、1.0m以上とする。	1. 建築物の外壁又はこれに代る柱の中心線から前面道路の境界線までの距離は1.5m以上とする。 ただし、独立自動車車庫については、1.0m以上とする。	1. 建築物の外壁又はこれに代る柱の中心線から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、一般住宅B地区で、二方以上の道路に囲まれた敷地にあつては、主道路以外の道路で、屋根に雪止めがある1階部分に限り建築物の外壁又はこれに代る柱の中心線から道路境界線までの距離は、0.7m以上とする。 2. 建築物の外壁又はこれに代る柱の中心線から隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、独立自動車車庫及び簡易物置については、隣接者の同意があればこの限りでない。	
			2. 建築物の外壁又はこれに代る柱の中心線から隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。 ただし、独立自動車車庫及び簡易物置については、隣接者の同意があればこの限りでない。		※主道路とは、敷地が面する道路のうち、建築物の主たる出入口、あるいは建築物に付属した車庫、独立自動車車庫を設け自動車の出入りする道路とする。	
		建築物等の高さの最高限度	1.0m (ただし、軒高の最高限度は7mとする。)	1.2m	1.6m	1.2m
			1. 建築基準法第56条第1項第1号において同法別表第3に掲げる第1種低層住居専用地域に定める規定(道路斜線制限)に適合するものとする。 2. 建築基準法第56条第1項第3号の第1種低層住居専用地域に定める規定(北側斜線制限)に適合するものとする。 3. 白山市建築基準条例第18条の表に掲げる第1種低層住居専用地域に定める規定(日影規制)に適合するものとする。	1. 建築基準法第56条第1項第1号において同法別表第3に掲げる第1種中高層住居専用地域に定める規定(道路斜線制限)に適合するものとする。 2. 建築基準法第56条第1項第3号の第1種中高層住居専用地域に定める規定(北側斜線制限)に適合するものとする。 3. 白山市建築基準条例第18条の表に掲げる第1種中高層住居専用地域に定める規定(日影規制)に適合するものとする。		1. 建築基準法第56条第1項第1号において同法別表第3に掲げる第1種住居地域に定める規定(道路斜線制限)に適合するものとする。 2. 白山市建築基準条例第18条の表に掲げる第1種住居地域に定める規定(日影規制)に適合するものとする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 2. 屋根の色は、黒又はダークグレーを基調とした都市景観形成上支障のないものとする。主たる屋根は切妻造とする。 3. 屋根は、勾配屋根とし、勾配は3.5/10以上とする。 4. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、都市景観形成上支障のないものとする。また、表示面積の合計は5㎡以下とし、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。			1. 建築物の外観は周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、都市景観形成上支障のないものとする。また、屋上及び屋根面には設置してはならない。
		建築物の緑化率	20% 植栽する本数は一宅地につき高さ1.5m以上の高木で、成木に達した時の樹高が5m程度となる樹木2本以上とする。 ただし、住民及び地域に危害を及ぼす樹木は植栽してはならない。			—
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせ設置してもよいものとする。			道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。
			ただし、公益上必要な建築物はこの限りでない。			

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

市町村合併に伴い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」、「鶴来都市計画区域」を「白山都市計画区域」として統合し、併せて地区計画についても、白山都市計画地区計画に統合を行い、字名の変更に伴う名称及び位置の変更や用語の改正なども行うために地区計画を変更する。